

## 住民基本台帳閲覧状況の公表

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項の規定に基づき、  
令和7年1月1日から令和7年12月31日までの住民基本台帳の閲覧状況を次のとおり公表します。

申出者	閲覧事由の概要	閲覧日	閲覧に係る住民の範囲
自衛隊札幌地方協力本部長	陸上自衛隊高等工科学校の生徒に関する募集事務	4月16日	平成22年4月2日から平成23年4月1日生まれの男性

担当部署：町民生活課町民生活G住民係